

小城市生活困窮者等就労準備支援事業委託業務実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、就労に必要な実践的な知識・技能が不足しているだけでなく、総合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者や被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援として、就労準備プログラムに基づいた日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて、計画的かつ一貫して行うことにより、就労による自立の促進を目的とし、小城市（以下「市」という。）が実施する生活困窮者等就労準備支援事業委託業務（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、市とし、本事業における支援決定など市が行うべき事務を除き、事業の全部を団体への委託業務により実施するものとする。

2 本事業を委託業務により実施するにあたって、別途定める「小城市生活困窮者等就労準備支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

3 前項の実施事業者の決定は、「小城市生活困窮者等就労準備支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」により行う。

(委託業務上限額)

第3 委託業務上限額は、3,752,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(履行予定期間)

第4 履行期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

(業務内容)

第5 本事業の実施にあたっては、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関及び生活保護受給者に対して保護の実施責任を負う市と情報共有し、連携して支援を行うこと。

(1) 支援内容

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適切と判断されたときは、1年を超えての再利用が可能である。

(3) 職員の配置

生活困窮者等に対して、専門的な知識・技術を持った就労準備支援担当者を配置すること。

(4) 実施地域

事業の実施地域は、小城市とする。

(対象者)

第6 本事業の対象者は、法第3条第1項に規定する生活困窮者及び世帯の自立に向けて就労に関する課題を抱える被保護者であって、市が本事業による支援が必要であると認める者とする。

(業務の実施方法)

第7 本事業の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部を委託して実施する。

- (1) 佐賀県内に本社、本店、支社、支店などの事務所を有する法人等であること。
- (2) 仕様書で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 小城市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 2 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

（実施上の留意事項）

第 8

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省が発出する「就労準備支援事業の手引き」を参照すること。
- (2) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (3) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。
- (4) 関係機関と個人情報共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (5) 本事業においては、小城市個人情報保護条例、小城市暴力団排除条例、その他、各種関係法令を遵守し、適法かつ適切な事務を行うこと。
- (6) 本実施要領に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。